

令和3年度事業報告書（抜粋）

特集 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響を踏まえた対応について

令和元年12月、中国湖北省武漢市において確認されて以降、国際的に広がりを見せた新型コロナウイルス感染症（COVID-19）により、未だ世界はパンデミックの真っ只中にあり、我が国においてもその長期的なまん延により、社会的、経済的に大きな影響を受けているところです。

特に、令和2年4月以降、我が国において緊急事態宣言およびまん延防止等重点措置が発出されるなど、学術研究の現場においても様々な対応が求められるなかで、研究体制の縮小、知見交換の停滞といった様々な影響が出ているとの声が聞かれました。政府として様々な対策措置が講じられ、独立行政法人日本学術振興会としても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けている各種事業について、可能な限り研究活動への影響や事務負担の増大が生じないように、刻々と変化する状況に応じた柔軟な対応を実施してきたところです。

新型コロナウイルス感染症という危機に直面し、これに対応することを通じて、「研究者の活動を安定的・継続的に支援する」という本会の業務運営の基本理念を再認識いたしました。

本項では、そうした認識のもと、令和3年度に本会の各事業で実施した新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応についてまとめています。今後も研究活動が円滑に進められるよう、各事業において引き続き研究者に寄り添った対応を行うとともに、ウィズコロナ、ポストコロナ社会も見据えた最適な業務運営のあり方を模索して参ります。

記

1. <u>科学研究費助成事業（科研費）</u>	2
2. <u>二国間交流事業（共同研究・セミナー）</u>	2
3. <u>日独共同大学院プログラム</u>	2
4. <u>国際共同研究事業</u>	2
5. <u>研究拠点形成事業</u>	3
6. <u>特別研究員事業</u>	3
7. <u>海外特別研究員事業</u>	4
8. <u>若手研究者海外挑戦プログラム</u>	4
9. <u>外国人研究者招へい事業（外国人特別研究員、外国人招へい研究者）</u>	4
10. <u>論文博士号取得希望者に対する支援事業</u>	5
11. <u>日中韓フォーサイト事業</u>	5
12. <u>研究者ネットワークの強化</u>	5
13. <u>広報</u>	5
14. <u>研究者の顕彰・研さん機会の提供における取組</u>	5
15. <u>事業横断的なポストコロナに向けた取組</u>	6

1. 科学研究費助成事業（科研費）

- ・緊急事態宣言発出中にホームページ上で臨時の問い合わせフォームを開設し、研究者及び研究機関担当者が電話を使わなくても容易に問い合わせができるようにした。
- ・施設に立ち入れないなど事業継続に困難をきたす研究機関や研究者の実態を勘案し、各種提出書類について、締切の延長や、申請手続きの簡素化など以下のような特例的な対応を行った。
 - ① 交付内定後の手続きにかかる提出期限の延長
 - ・「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A）」（令和元年度に採択された研究課題：対象 45 課題、利用 24 課題、令和 2 年度に採択された研究課題：対象 126 課題、利用 57 課題）
交付申請書の提出期限の延長：令和 4 年 3 月 31 日→令和 5 年 3 月 31 日
 - ② 交付申請の留保
 - ・若手研究について、応募時に博士の学位を取得しておらず、令和 3 年 4 月 1 日までに博士の学位を取得する予定の者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い令和 3 年 4 月 1 日までに博士の学位を取得できていない者は、交付申請を留保できることとし、その場合の交付申請を令和 4 年 3 月 31 日まで延長可能とした。
279 件中 61 件（21.9%）が交付申請を留保した。
 - ・特別研究員奨励費について、特別研究員－DC、PD、RPDの採用内定者のうち、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響に伴い、令和 3（2021）年 4 月 1 日時点で特別研究員－DC、PD、RPDの申請資格要件を満たさない状況が生じた場合には、交付申請を留保できることとし、その場合の交付申請を令和 4 年 1 月 31 日まで延長可能とした。
2,441 件中 18 件（0.7%）が交付申請を留保した。
 - ③ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を事由とする研究課題の令和 3 年度への繰越申請書の様式を簡略化、補助事業期間の再延長を認めた。
 - ・繰越申請：6,713 件
（うち、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を事由とする申請数 5,594 件）
前年度（7,450 件）と比較して 10.0%減、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受ける前（令和元年度）と比較して 174.5%増
 - ・補助事業期間延長承認申請：約 11,000 件 前年度比約 1.4 倍
補助事業期間の再延長申請：約 7,300 件 前年度延長した課題の約 5 割

2. 二国間交流事業（共同研究・セミナー）

- ・オンライン等を介した交流等の実施に必要な設備・備品に係る経費を支出可能とするとともに、委託費の 50%以上を旅費に使用するという条件を免除した。
- ・弾力的な経費執行に対応するため、事前の申請により令和 3 年度の委託契約を令和 4 年度に延長可能とした。（申請件数：共同研究 308 件 セミナー 20 件 計 328 件）

3. 日独共同大学院プログラム

- ・弾力的な経費執行に対応するため、事前の申請により令和 3 年度の委託契約を令和 4 年度に延長可能とした。（申請件数：1 件）

4. 国際共同研究事業

- ・弾力的な経費執行に対応するため、事前の申請により令和 3 年度の委託契約を令和 4 年度に延長可能とした。（申請件数：14 件）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響の低減及び円滑な事業実施の観点から、複数年度の委託契約を締結し、研究費の年度間繰越を認め、研究の進捗状況に応じて研究費を執行できる弾力的な経費執行の促進に努めた。

5. 研究拠点形成事業

- ・令和2年度に実施していた課題の内、事前の申請により55件について、委託期間を延長して令和3年度も支援した。
- ・研究交流経費総額の50%以上を旅費として用いることとする制限を免除した。
- ・弾力的な経費執行に対応するため、事前の申請により令和3年度の委託契約を令和4年度に延長可能とした。(申請件数：A型29件、B型25件)

6. 特別研究員事業

- ・特別研究員事業の制度の基本設計等を踏まえた上で、コロナ禍における特別研究員採用者や申請希望者等の様々な状況に可能な限り対応できるよう、採用中の特別研究員等からの相談、要望等を踏まえ、以下のとおり、制度運用に係る特例措置を講じた。

- ① 特別研究員-DC・PD・SPD・RPD(以下、それぞれ「DC」「PD」「SPD」「RPD」という。)を対象として、新型コロナウイルス感染症の影響により研究活動に支障が生じたことを事由とする採用期間の中断を可能とする特例措置(令和3年度中断開始分)を設けた。【令和3年2月24日付け通知】

なお、本特例措置の申請者は83人であった。

- ② 令和3年度に採用期間が終了となるDCを対象として、大学が延長を認める在学期間(原則最大6ヶ月)について、採用期間の延長を認める特例措置を設けた。【令和3年6月15日付け通知】

また、当該採用延長期間中の研究奨励金については、対象となり得るDC及びその受入研究者に対して調査を実施しニーズを把握するとともに令和4年度予算において所要額を確保の上支給することとし、該当者の研究環境の維持を柔軟に支援した。【令和3年12月27日付け通知】

なお、本特例措置の申請者は219人であった。

- ③ 海外渡航の延期を余儀なくされた令和2年度採用の特別研究員-CPD(以下、「CPD」という。)を対象に、「義務とする海外渡航期間(主要渡航期間)の下限」を3年→2年6ヶ月に緩和する特例措置を設けた。【令和3年6月15日付け通知】

なお、13人の採用対象者のうち本特例措置の申請者は2人であった。

- ④ 令和4年度採用分DC・PD・RPDの採用内定者を対象として、採用開始となる令和4年4月1日において申請資格(採用要件)を満たさない場合は、令和4年4月1日以降も引き続き採用内定者として取り扱う特例措置を設けた。【令和3年9月27日付け通知】

なお、本特例措置については、17人のPD採用内定者から申請がなされた。

- ⑤ CPDを対象として、新型コロナウイルス感染症の影響により研究活動に支障が生じたことを事由とする採用期間の中断を可能とする特例措置(中断開始時期：令和3年2月～令和4年3月)を設けた。【令和3年1月13日付け通知】

なお、40人の採用対象者のうち本特例措置の申請者は2人であった。

- ⑥ 令和3年度における新型コロナウイルス感染症の影響による採用中断の実績や、度重なる「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」が発出されるなど先行き不透明な状況を踏まえ、引き続き特別研究員の研究活動に様々な支障が生じている状況を考慮し、令和4年度においても、DC・PD・SPD・RPD・CPDを対象として、新型コロナウイルス感染症の影響により研究活動に支障が生じたことを事由とする採用期間の中断を可能とする特例措置(令和4年度中断開始分)を設けた。【令和4年2月25日付け通知】

なお、上記①～⑥の特例措置については、本会ホームページにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響の事象(ケース)毎に分類し、「特別研究員事業における特例措置の活用事例～新型コロナウイルス感染症の影響で研究遂行などに困ったら～」として纏めて掲載し、多数の特例措置を可能な限り分かりやすく発信することに努めた。

(参考) 特別研究員（採用内定者含む）の皆様へ（新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた各種特例措置について） (https://www.jsps.go.jp/j-pd/tokken_oshirase_2020.html)
特別研究員事業における特例措置の活用事例～新型コロナウイルス感染症の影響で研究遂行などに困ったら～ (https://www.jsps.go.jp/j-pd/tokken_tokurei_2020.html)

7. 海外特別研究員事業

- 令和元年度末頃から寄せられた、他の収入源がなく渡航延期をせざるを得ない複数の採用者からの救済支援を求める要請を踏まえ、急遽日本国内で採用を開始する特例措置を実施し、令和4年3月末時点で6人の採用者に適用した。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により研究の遂行に支障が生じた海外特別研究員を対象として、採用期間を延長し、滞在費・研究活動費を追加支援する特例措置を実施し、令和4年3月末時点で99人（令和元年度以前の採用者78人、令和2年度採用者21人）の採用者に適用した。
- 通常時は出産・育児・傷病に限定されている採用の中断及び延長の取り扱いについて、採用者の状況を考慮し、新型コロナウイルス感染症の影響を理由とした申請も特例的に認める措置を実施し、11人の採用者に適用した。
- 海外特別研究員の日本への一時帰国について、通常時は採用期間中において通算40日間という上限を設けているが、新型コロナウイルス感染症の影響及び海外特別研究員個々人の事情を考慮し、上限を超える一時帰国も柔軟に認めることとした。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、渡航を延期せざるを得ない令和3年度採用者に対し、令和4年度に採用を開始することを認める特例措置を実施し、6人の採用者に適用した。
- 令和4年度採用者を対象として、令和4年4月1日に申請資格を満たさない場合について、最長令和5年1月1日まで採用開始を延期可能とする措置を実施し、1人の採用者に適用した。
- 通常時は海外特別研究員の採用歴がある者の再申請を認めていないが、令和5年度採用分募集要項においては、新型コロナウイルス感染症の影響により日本国内で採用を開始したものの海外に渡航することができなかつた者の再申請を特例として認めることとした。

(参考) 海外特別研究員（採用内定者含む）の皆様へ（新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた各種特例措置について）

(https://www.jsps.go.jp/j-ab/kaitoku_oshirase_2020.html)

8. 若手研究者海外挑戦プログラム

- 令和元年度末以降、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、各国が入国制限を強化し、各機関が研究環境の封鎖などを実施したことにより、渡航や現地での研究の実施が困難となった採用者に対し、個々の状況を踏まえ、渡航延期や一時帰国などの取扱について柔軟な対応を実施するとともに、以下の特例措置を実施した。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、渡航を延期せざるを得ない令和3年度採用者に対し、令和4年度に採用を開始することを認める特例措置を実施し、16人の採用者に適用した。

9. 外国人研究者招へい事業（外国人特別研究員、外国人招へい研究者）

- 新型コロナウイルス感染症に係る入国制限措置等の影響を鑑み、来日期限を延長する特例措置を実施したほか、一時出国や中断などの取扱について柔軟な対応を実施した。さらに、水際対策措置の推移に応じて、早期入国に向けた取組や、採用者の負担軽減に配慮した柔軟な措置を講じた。
- 外国人特別研究員（サマー・プログラム）では、新型コロナウイルスの影響を鑑み、従来の一斉来日ではなく、離散来日（任意の採用開始日）を認め、計4の国・地域から計7人を招へいした。また、令和4年度プログラム参加を可能とする特例措置を講じた。

- (参考) 外国人特別研究員の受入機関・受入研究者の皆様へ
新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた各種特例措置について
(https://www.jsps.go.jp/j-fellow/korona_tokureisoti.html)
外国人招へい研究者の受入機関・受入研究者の皆様へ
新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた各種特例措置について
(https://www.jsps.go.jp/j-inv/korona_tokureisoti.html)

1 0. 論文博士号取得希望者に対する支援事業

- ・新型コロナウイルス感染症に係る入国制限措置等の影響を鑑み、事前の申請及び委託契約の変更により、委託期間を延長可能とする特例措置を講じた。(申請件数：29件)

1 1. 日中韓フォーサイト事業

- ・令和2年度に実施していた課題の内、事前の申請により9件について、委託期間を延長して令和3年度も支援した。
- ・研究交流経費総額の50%以上を旅費として用いることとする制限を免除した。
- ・弾力的な経費執行に対応するため、事前の申請により令和3年度の委託契約を令和4年度に延長可能とした。(申請件数：8件)

1 2. 研究者ネットワークの強化

- ・海外研究連絡センター等の協力を得ながら、各国の研究者コミュニティに所属する研究者に対し、再度来日して日本人研究者との研究協力関係を形成・維持・強化する機会を提供することを目的に、外国人研究者再招へい事業(BRIDGE Fellowship Program)を実施した。なお、新型コロナウイルス感染症に係る入国制限措置等の影響を鑑み、来日期限を延長する特例措置を実施した。

1 3. 広報

- ・公募情報や新型コロナウイルス感染症に関連する対応をまとめたページを設け、最新情報を速やかにホームページにて提供し、利用者に広く迅速な情報発信を行った。
(参考) 新型コロナウイルス感染症に関連する対応について
(https://www.jsps.go.jp/oshirase_2020-1.html)

1 4. 研究者の顕彰・研さん機会の提供における取組

- ・令和2年度より延期となっていた第13回HOPEミーティングについて、本ミーティングの趣旨及び全参加者の健康に配慮した開催形態について運営委員会に諮りつつ検討を重ね、オンライン開催とすることを決定し、講演者(ノーベル賞受賞者)9名、若手研究者92名の参加を得て開催した。会議後に行った参加者へのアンケート調査では、回答者の92%がHOPEミーティングを「素晴らしい」あるいは「良い」と評価した。
- ・日本学術振興会育志賞受賞者のネットワーク構築を図ることを目的として開催している育志賞研究発表会について、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、令和4年3月2日にオンラインで開催した。

1 5. 事業横断的なポストコロナに向けた取組

- ・各種事業に関する審査や評価等において、オンラインによる実施体制を整備し、取り入れることで、評価者等の安全への配慮、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、我が国の学術研究を止めることの無いよう、審査・採択を滞りなく実施している。

- ・従来対面で実施していた各種シンポジウムやセミナー等について、可能なものはオンラインでの開催に切り替えることで、移動や集合が困難な環境下であっても、参加しやすいよう工夫を施している。
- ・これらの対応を円滑に実施するため、オンラインによる実施のためのマニュアルの整備や接続テスト等、事前の準備を入念に行い、大きな問題なく事業を実施した。
- ・緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されている中で、学振職員や学振事業に関わる研究者等が着実に業務を実施できるよう、学振におけるリモートワーク環境を整備した。

以上の通り、可能な限り研究活動への影響や事務負担の増大が生じないように、研究者の状況に応じた様々な対応を実施してきました。今後も我が国の学術研究の振興という重要なミッションを止めることのないよう、職員が一丸となって業務に取り組んでまいります。